

入札説明書

令和2年3月9日付け千葉市公告第172号により公告した次期救急情報共有システム賃貸借（長期継続契約）の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

次期救急情報共有システム賃貸借（長期継続契約）

(2) 調達物品の仕様等

仕様書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和2年5月1日（金）から令和7年4月30日（水）まで

(4) 履行場所

千葉市消防局・中央消防署及び本市が指定又は承認する場所

2 入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成30・31年度千葉市物品入札参加資格名簿に記載されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 平成27年度から令和元年度までに、本市または国、県もしくは他の自治体において同種・同規模のシステムを開発又は運用・保守に関する業務を履行した実績があること。

3 入札参加資格確認申請書等の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受

なければならない。

(1) 提出期間

公告の日から令和2年3月30日(月)まで

(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分まで)

(2) 提出場所 千葉市消防局警防部救急課

(3) 提出方法 持参又は郵送

(郵送による場合は、令和2年3月30日(月)の午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。)

(4) 提出書類 ア 入札参加資格確認申請書

イ 市税完納及び特別徴収に関する証明書(千葉市内に本店又は営業所等がある場合)

※ 証明書は写しでも可とする。また、証明書の発行日は、公告日から遡って3か月以内であること。

ウ 履行実績が分かる資料 ※契約書、仕様書等の写し

(5) 確認通知 令和2年4月2日(木)までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 入札説明会

入札説明会は実施しない。

5 仕様書に関する質問

(1) 受付期間 令和2年4月3日(金)から令和2年4月9日(木)午後5時00分まで

(2) 質問方法 「仕様書に対する質問回答書」を受付期間内に千葉市消防局警防部救急課宛て(メールアドレス kyukyu.FPD@city.chiba.lg.jp)にメール送付すること。なお、メール送付がない場合は、「質問事項なし」とみなす。

(3) 回答方法 当該質問提出期間内に、受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。なお、全入札参加者から質問がない場合は回答しない。

(4) 質問書提出時の留意事項

ア 電子メール送信後に、必ず契約事務担当課に電話連絡し、質問書の到達を確認すること。

イ メール1通当たりの容量が10MBを超えないよう留意すること。

6 入札手続等

本件入札は一般競争入札により行うことから、「入札参加資格確認結果通知書」で入札参加資格を有する旨の通知を受けた者は、次のとおり入札書類を提出すること。

(1) 入札及び開札の場所及び日時

場 所 千葉市消防局・中央消防署6階会議室

日 時 令和2年4月20日(月)午前11時00分

(場所、日時等を変更する場合は別途通知する。)

(2) 入札方法

入札者は、原則として前記(1)の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記10の

契約事務担当課宛てに、令和2年4月17日（金）午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(3) 入札書に記載する金額

入札金額は、本契約の契約初年度にかかる一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（参考：入札金額＝月額×賃貸借期間中の初年度に要する月数（11か月）の税抜額）

(4) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

ア 入札書

イ 委任状（代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ）

(5) 入札保証金

要（ただし、千葉市契約規則第8条に該当する場合は、免除とする。）

(6) 最低制限価格 無

(7) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けていなければならない。

8 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいない時は、直ちに再度入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、1回とする。

(3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立ち会わなかった者又は、初回の入札で無効とされたものは参加できない。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 千葉市契約規則の閲覧

千葉市契約規則は、契約事務担当課及び千葉市ホームページ「例規集」にて閲覧できる。

(http://www1.g-reiki.net/chiba/reiki_honbun/g002RG00000202.html)

10 契約事務担当課

〒260-0854

千葉市中央区長洲1丁目2番1号

千葉市消防局警防部救急課

電話043-202-1657（直通）

電子メール：kyukyu.FPD@city.chiba.lg.jp

11 その他

(1) 入札参加資格を有しない者の参加

前記2(1)に掲げる入札参加資格を有しない者が競争入札に参加するためには、千葉市財政局資産経営部契約課にて平成30・31年度千葉市物品入札参加資格者名簿への登録申請を行い、かつ、令和2年3月30日(月)までに前記3の入札参加資格確認申請書の提出をしなければならない。

(2) 契約締結の停止等

この調達契約は、「政府調達に関する協定」の適用を受けるため、千葉市入札適正化・苦情検討委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請等を受けた場合は、調達手続の停止等があり得る。